



# 佐賀県公報

平成18年  
3月31日  
(金曜日)  
号外第7号

## 目次

### 規 則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県建設技術センター設置規則を廃止する規則 (四七・県土づくり本部) 二
- ◎佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則 (四八・ " " ) 二
- ◎佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則 (四九・ " " ) 三
- ◎佐賀県建設機械貸付規則を廃止する規則 (五〇・建設・技術課) 三
- ◎佐賀県立都市公園利用規則の一部を改正する規則 (五一・まちづくり推進課) 三
- ◎建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (五二・建築住宅課) 四
- ◎佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (五三・ " " ) 四
- ◎佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則 (五四・港湾課) 四

## 公布された規則のあらまし

- ◎佐賀県建設技術センター設置規則を廃止する規則(規則第四七号)
  - 1 佐賀県建設技術センター設置規則は、廃止することとした。
  - 2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。
- ◎佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則(規則第四八号)
  - 1 佐賀県土木事務所の道路整備課を廃止し同事務所に道路整備第一課及び道路整備第二課を、伊万里及び鹿島の各土木事務所の工務第一課及び工務第二課を廃止し同事務所に道路課及び河川課を、神埼及び鳥栖の各土木事務所の工務課を廃止し同事務所に道路河川課を置くこととした。(第三条関係)
  - 2 その他所要の改正を行うこととした。
  - 3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。
- ◎佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第四九号)

- 1 佐賀中部農林事務所の建設防災課の名称を海岸・防災課に改めることとした。(第三条関係)
  - 2 農業基盤整備資金の融資及び水産庁所管の海岸保全区域の管理に関する事務を各農林事務所の総務課において行うこととした。(第四条関係)
  - 3 水産庁所管に係る海岸保全事業に関する事務を唐津農林事務所及び武雄農林事務所の農村環境課、佐賀中部農林事務所の海岸・防災課並びに伊万里農林事務所及び鹿島農林事務所の農村農地課において行うこととした。(第四条関係)
  - 4 その他所要の改正を行うこととした。
  - 5 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。
- ◎佐賀県建設機械貸付規則を廃止する規則(規則第五〇号)
    - 1 佐賀県建設機械貸付規則は、廃止することとした。
    - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
  - ◎佐賀県立都市公園利用規則の一部を改正する規則(規則第五一号)
    - 1 吉野ヶ里歴史公園の供用日及び供用時間を延長することとした。(別表第一関係)
    - 2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。
  - ◎建築基準法施行細則の一部を改正する規則(規則第五二号)
    - 1 建築物の定期報告に係る書類に附近見取図、配置図等の図書を追加することとした。(第六条関係)
    - 2 エレベーター及びエスカレーター以外の建築設備の定期報告に係る報告時期を変更するとともに、書類に附近見取図、配置図等の図書を追加することとした。(第七条関係)
    - 3 その他所要の改正を行うこととした。
    - 4 この規則は、公布の日から施行することとした。
  - ◎佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五三号)
    - 1 嘉瀬県営住宅(佐賀市)及び厘外県営住宅(佐賀市)を廃止するとともに、

光県営住宅(佐賀市)を設置することとした。(別表第一関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五四号)

1 指定管理者制度への移行に伴い、所要の改正を行うこととした。(第三条、第五条、第六条及び様式第十四号関係)

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県建設技術センター設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十七号

佐賀県建設技術センター設置規則を廃止する規則

佐賀県建設技術センター設置規則(昭和四十六年佐賀県規則第五十三号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十八号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則(昭和二十九年佐賀県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「道路整備課」を「道路整備第一課」に改め、同条第五項中「道路整備第二課」を「道路整備第二課」に改め、同条に次の一項を加える。

「工務第一課」を「道路課」に改め、同条に次の一項を加える。

9 神埼及び鳥栖の各土木事務所にあつては、第一項に規定する工務課に代えて道路河川課を置く。

第四条第二項の用地第三課の分掌事務中「道路整備課」を「道路整備第一課」に、「国道三十四号以北の地域」を「大和町、富士町及び旧三瀬村の区域」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 佐賀土木事務所の道路整備第一課及び道路整備第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

道路整備第一課

第一項の工務課の各号に掲げる事務(街路公園課、河川課及び道路整備第二課の所掌に係る事務を除く。)に関する事。

道路整備第二課

第一項の工務課の各号に掲げる事務(多久市、小城市及び佐賀郡における事務に限る。)に関する事。

第四条第八項を次のように改める。

8 伊万里、鹿島の各土木事務所の道路課及び河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

道路課

第一項の工務課の各号に掲げる事務(河川課の所掌に係る事務を除く。)に関する事。

河川課

第一項の工務課の各号に掲げる事務(河川事業及び海岸事業に関する事務に限る。)に関する事。

第四条第十二項を次のように改める。

12 神埼及び鳥栖の各土木事務所の道路河川課の分掌事務は、第一項の工務課

の各号に掲げる事務に関することとする。

第四条第十四項第二号中「施行」を「施工」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十九号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表の佐賀中部農林事務所の項中「建設防災課」を「海岸・防災課」に改める。

第四条第一項の総務課の分掌事務の第十号の次に次の一号を加える。

十の二 農業基盤整備資金の融資に関すること。

第四条第一項の総務課の分掌事務の第十五号中「所管」を「及び水産庁所管」

に改め、同条第二項第十六号中「所管」を「及び水産庁所管」に改め、同条第

三項中「建設防災課」を「海岸・防災課」に改め、同項第二号及び同条第五項

第十六号中「所管」を「及び水産庁所管」に改める。

第九条第一項第十二号の二中「所管内の保全区域」を「及び水産庁所管の保

全区域内」に改め、同項第十三号中「所管」を「及び水産庁所管」に改め、同

号の次に次の一号を加える。

十三の二 農業基盤整備資金の融資に係る貸付対象事業調査に関すること。

第九条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 林道の占用許可に関すること。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県建設機械貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十号

佐賀県建設機械貸付規則を廃止する規則

佐賀県建設機械貸付規則(昭和三十年佐賀県規則第四十三号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県立都市公園利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十一号

佐賀県立都市公園利用規則の一部を改正する規則

佐賀県立都市公園利用規則(昭和五十七年佐賀県規則第九号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第一の吉野ヶ里歴史公園駐車場の項中

1月2日から12月30日まで(1月の第3月曜日及びその翌日を除く。)	○9時から17時まで(7月1日から8月31日まで18時までとし、12月1日から2月末日までは16時30分までとする。)
------------------------------------	---

を

1月1日から12月30日まで(1月の第3月曜日及びその翌日を除く。)	○9時から17時まで(6月1日から8月31日まで18時まで)
------------------------------------	--------------------------------

に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十二号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和三十六年佐賀県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「まで」の下に「の様式」を、「した書類」の下に「及び省令第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる図書」を加える。

第七条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同項第一号中「除く。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同条第三項中「時期は、」の下に「エレベーター及びエスカレーター並びに第二項に規定する工作物にあつては」を加え、「の期間」を「エレベーター及びエスカレーター以外の建築設備にあつては毎年九月一日から十一月三十日まで」に改め、同条第四項中「エスカレーター及び」を「及びエスカレーター並びに」に改め、「十一まで」の下に「の様式により作成した書類」を、「六まで」の下に「の様式」を、「した書類」の下に「及び省令第一条の三第八項の表の昇降機以外の建築設備の項に掲げる図書」を加え、同条第五項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十三号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則(平成九年佐賀県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

中	折	県営住宅	〃
縣	縣	県営住宅	〃
區	外	県営住宅	〃

を

中	折	県営住宅	〃
---	---	------	---

に、

中	庫	県営住宅	〃
---	---	------	---

を

中	庫	県営住宅	〃
光	庫	県営住宅	〃

に改める。

別表第四中「第一種木造」を「木造」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十四号

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県港湾管理条例施行規則(昭和四十八年佐賀県規則第二十七号)の一部

を次のように改正する。

第三条第一項第七号を次のように改める。

七 削除

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第五条中「第二十三条第三項」を「第十条第一項」に改める。

第六条第一号中「第三条第一項」を「第十条第一項」に改める。

様式第十四号を次のように改める。

**様式第十四号 削除**

様式第十七号を次のように改める。

**様式第十七号 削除**

様式第二十号中「(第5条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷